

# 西日本スキ - 指導員会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、西日本スキ - 指導員会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかりS A J西日本ブロック協議会並びにブロック各府県スキ - 連盟と密接に  
関係し、併せて指導員の資質の向上発展をはかることを目的とする。

第3条 本会の事務所は、理事長宅に置く。

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は、西日本ブロック内 S . A . J公認指導員（準指導員）をもって組織する。

## 第3章 事 業

第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

1. 長老指導員（還暦を迎えた年）への感謝・顕彰。
2. 会員相互の情報交換および技術の研修。
3. ブロック普及委員会への協力。
4. 日本スキ - 指導員会への加盟。
5. その他、本会の目的達成のための諸事業。

## 第4章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 3名以内
3. 理 事 長 1名
4. 常任理事 5名
5. 理 事 若干名
6. 監 事 2名

第7条 役員は、各府県で推薦された1名の候補者の内から選任する。S A J教育本部理事を含む。

第8条 会長、副会長、理事長に選出された県は理事を1名補充する。

第9条 役員は、任期は、2カ年とし、再任を妨げない。

第10条 役員は、次の任務をつかさどる。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 理事長は、会務の遂行に当たり、全ての議長になり会務を総括する。
4. 常任理事は、理事長を補佐し、本会の運営に関する諸審議に参画する。
5. 理事は、本会の活動に積極的に参画し本会の運営にあたる。
6. 監事は本会の経理状況を監査する。

## 第5章 名誉役員

第11条 本会に名誉会長、顧問を置く。

第12条 名誉会長は、全会長とし、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

名誉会長は、理事会に出席し意見を述べることができる。

第13条 顧問は本会の会長、副会長であったもの、および本会の功労者のうちから理事会で推挙し、会長が委嘱す